

## 新城南部企業団地産業廃棄物中間処理施設に係る対応会議の概要メモ

≪H30.5.24(木), 会議概要≫ 市役所4階会議室, 19時～21時 =====文責 一 楯田区  
(出席者)

山本市民環境部長, 同副部長(尾澤環境政策課長, 佐々木生活環境課長)

中西議員, 浅尾議, 齊藤議, 鈴木議, 山崎議, 滝川議員(厚生文教委員会)及び山口議員  
八名 区長会(区長10名, 副区長8区)

(あいさつ)

市民環境部長) 2月5日の説明会以降の経過と3月の市が実施した測定で, 2号基準の基準超過についての対応状況を中心に説明します, 今後も適切な対応をしていきます。

区長会長) 南部企業団地の一面を競売でタナカ興業が取得してから5年になる。この問題は“政治問題”にもなり地域は苦勞してきた。早く悪臭を解決して, 平穩な生活を取り戻したい。

厚生文教委員長) 委員会として市民に寄り添っていききたい。

(資料説明)

環境政策課長から配布資料に基づき, (1)これまでの経過について, (2) これまでの対応状況について (3) 今後の対応について説明があり, 次いで質疑応答が行われた。

以下, 質疑応答の概要を(発言順ではなく)事項別にまとめた。

〈区〉区長・副区長, 〈市〉市民環境部長, 〈議〉議員

### 臭気指数測定値(H30.5.24, 市の説明資料から引用)

測定日	結果 判明 日	気体排出口(2号基準)		敷地境界(1号基準)	
		一次発酵槽用脱 臭棟	二次発酵槽用脱臭 棟(H29.11増設)	北側	東側
H28.6.1		19	-	-	-
H29.11.15		16	-	10未満	10未満
H30.1.15		16	22	10未満	10未満
H30.3.13	3.19	<b>27</b>	12	10未満	10未満
H30.3.20		<b>26</b>	-	-	-
H30.4.12		17	-	10未満	14
H30.5.1	5.10	<b>30</b>	10未満	10未満	10未満
H30.5.10		17	-	-	-

注)H30.5.10は, 特定悪臭物質(22物体)の物質濃度測定を実施(結果待ち)

〈区〉3月13日の規制基準値超過は新聞で報道されているが, その後の基準超過が新聞報道されていないのはなぜか。

〈市〉3月の規制基準値超過を受けて, 事業者の対策を指導中であることからマスコミ発表はしていない。この会で報告の後, 明日にもHPに掲載する予定にしている。

〈区〉対策の途中経過と考えていたかも知れないが, この会議を待たず超過の事実は公表すべきだった。公表が遅ればどういうことになるか, いろいろな憶測を生むことになる。市の危機感の欠如が区長会への批判にもつながりかねない。

〈議〉(30の情報を)どの程度の連絡になっているのか。市長や議長は知っているのか。

〈市〉市長には報告した。県には口頭で伝えた。

〈区〉事実をどんどん公表して区民に知らせるべきだ。情報を出すことによって相手にはプレッシャーになる。市の職員にも緊張感が生まれる。臭わない状態にしてもらいたい。

〈市〉個別事例を公表することについて県は「慎重に」と言っている。現在は事業者に話をして公表している。

〈議〉30と言う数値は深刻だ。何故早く伝えなかったのか。市は情報を隠しているのかと疑問に思う。市長は記者会見で厳しく指導を行うべきだ。

〈市〉情報提供が遅いと指摘されても、情報を隠していると言われるのは心外、取り消して欲しい。

〈議〉隠していると取られかねないということ。

〈区〉一次発酵槽用の脱臭装置はパナソニック環境エンジニアリング社製、同社はもともと一次発酵槽の脱臭装置のみで足りるとしていた。性能が出ているかどうか、“パナ環”を呼んで話を聴くべきだ。

〈議〉新発田市の例から、パナソニックの脱臭装置は小さすぎるという指摘があった。パナソニックにも相応の責任がある。

〈市〉メーカーにはもっと親身にやって欲しいと思っている。我々としてもパナソニックには不信感がある。パナソニックは事業者に対して責任がある。今は事業者がメーカーと話をしているが、我々も言っていく必要がある。

〈区〉臭気測定は風下で行わなければ意味がない。

〈市〉東側、北側とも、定点でなく、風向きにより位置を変えて試料を取っている。

〈区〉これからは西側でも測るべきだ。隣接企業は迷惑している。

〈市〉隣接企業には企業から連絡があればいつでも試料採取に行くと話が出来ている。

〈区〉測定の費用は市が支出しているのか。費用は事業者が負担すべきではないか。

〈市〉良く分かるが、(今行っている測定の費用は)市の費用で行っている。

〈区〉わかるまで何回でも(自分で)測る。それが企業のモラルだ。

〈区〉4/12に東側の境界領域で14という数値が出ている。現地の規制である18の範囲内ではあるが、関係区長から出している要望(学校周辺は第1種規制(規制値は12)にすること)を超えている。臭気規制の見直しを進めて欲しい。

〈市〉事業所に原因究明と対策を求めたところ、2次発酵槽用のスプリンクラーとポンプを更新して脱臭能力が上がった(戻った?)と連絡があった。

(3/13測定)規制基準値超過に係る原因と対策(市が現場で聞き取り調査した内容)

- ・原因については調査中だが、脱臭棟に対するアンモニア検知管による測定では脱臭効果が確認できた。
- ・発酵槽から脱臭棟への配管や発酵促進用のエアレーションの稼動状況を確認し、配管等、脱臭棟に関する箇所の清掃とメンテナンスを実施した。脱臭棟に散水する循環水を更新した。

〈区〉区民総会では市の取り組みを説明して了解をもらっている。直後に基準値超過、原因や対策はどうなっているのか、きちんとした説明が無いのでは区民に説明ができない。

〈市〉3月には記者発表して原因の究明と対策を求めた。事業者は清掃や循環水の交換を行うなどしている。

〈区〉結果が出ていない。自主規制値を設定して、オーバーした場合の対策を立てさせる必要がある。

〈区〉アンモニア以外はどうか。物質を調べる必要がある。

〈市〉5月10日に物質濃度の測定を行って、結果待ちである。

〈区〉改善対策には原因の分析をするにあたり、悪臭を多く発生する原材料の特定も必要と思う。廃棄物処理法にて受け入れている汚泥に原因があるかも知れない。中間処理事業者が処理する資格がない物質が混じっていたら、排出事業者にも責任があるので規制すべき。マニフェストを確認するなどして原材料の搬入量と悪臭の関係を調べてみるべきだ。県は何処まで原材料の特性を把握しているのか。

〈市〉県に確認してきたい。

〈議〉循環水を換えてから再び30が出ている。交換の効果はあったのだろうか。

〈市〉濾過装置が汚れている場合は循環水を換えるだけではだめだろう。

〈議〉因果関係をしっかりとしないと判断ができない。測定日と測定日の間に具体的にどんな対策をとったのか、時系列を整理して説明してもらわないと分からない。

〈区〉県事務所環境保全課は、操業状況を業務日誌で確認するとしていた。マニフェストや業務日誌の検証は県の権限なので、具体的な対策内容の確認を県と協力して確認して欲しい。

〈市〉県とは協力してやっていく。

〈区〉対策として処理量(搬入量)を減らしているのか。

〈市〉変わっていないと思う。

住民への説明等を要請 事業者に対し、地域住民の不安を取り除くよう、必要な説明をするように引き続き要請する。3月20日にタナカ興業社長に対して要請したが返事保留。その後も立入り時に工場長に対して引き続き要請。

〈議〉住民の不安を解消するため、早く説明会を開催すべきだ。

〈区〉その説明会は、現状で説明会として成立すると思いますか。

〈議〉出来ると思います。

環境保全のための誓約を要請 事業所としての自主規制値の設定とそれを遵守するための運用を含めた環境保全に関する誓約を、文書で示すよう要請する。3月20日にタナカ興業社長に対して要請したが返事保留。その後も立入り時に工場長に対して引き続き要請。

〈区〉繰り返して要請して、要請の記録を残しておく必要がある。

〈区〉議会として、事業者に対して調査等の権限はありますか。

〈議〉ない。

〈議〉事業所の前を通るたびに車の窓を開けている。5月の初めに東側市道方向で臭いがキツイ時があった。洗車施設からの臭いもあるのではないか。

〈市〉確認する。

〈議〉昨日(23日)、今日と事業所敷地内にコンクリートの瓦礫がある。何をしているのか把握しているか。

〈市〉市への報告はない。

〈議〉廃棄物処理の許可の期間は5年間、2年後には更新を迎えるので、しっかりと指導して欲しい。

〈市〉県へも強い指導をお願いしていく。

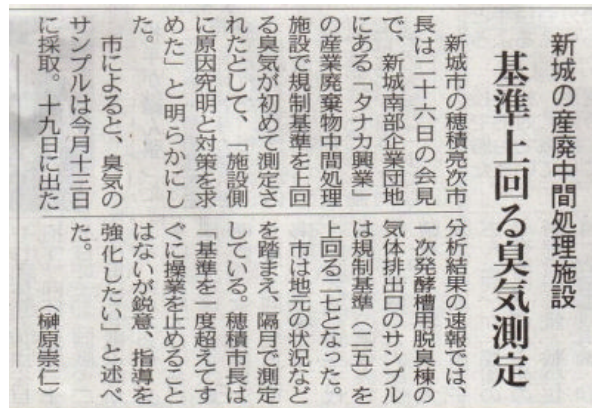
〈議〉(新城南部企業団地の産廃問題について)分かっているつもりだったが、まだまだ勉強していかなければならないと思った。

〈議〉守りたいものがあることを強く感じた。現地で(悪臭を)確認もした。勉強して活動していきたい。

〈議〉しっかりと取り組んでいきたいと思います。

=====

以上



H30.3.27 中日新新聞⇒

### 臭気規制 (注1)

区分	第1号規制基準 (敷地境界線上)	第2号規制基準(気 体排出口)注2	備考 (臭気強度)
第1種地域	12	19	2.5
第2種地域	15	22	3.0
第3種地域	18	25	3.5

注1) 悪臭防止法では規制地域内の全ての工場・事業場には、特定悪臭物質の濃度または臭気指数(注3)による規制がある。新城市は臭気指数による規制をしている。新城市は市街化区域を除きほとんどは第3種地域に指定されている。

注2) 第2号基準とは第1号基準を基に気体排出口の高さや口径などから算定するので、施設ごとの基準となる。(表は、当該施設について算出した値)

注3) 臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもの。具体的には、試料を臭気を感じられなくなるまで希釈したときの希釈倍数(臭気濃度)の対数値に

10 を乗じた値です。